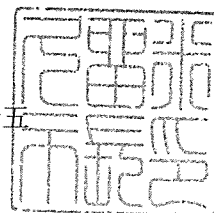


久留米市告示第248号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の規定により、久留米市長が指定する地域における規制基準を次のように定め、この告示の日から施行する。

令和7年 4月30日

久留米市長 原口 新五



特定工場等において発生する振動に係る規制基準

時間の区分		昼間	夜間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
区域の区分	第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
	第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

第1種区域：別添図面において緑色で着色した区域

第2種区域：別添図面において黄色で着色した区域

（別添図面は省略し、当該図面は、久留米市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）